

審 第 8 2 9 号 - 1
答 申 第 5 9 5 号
令 和 5 年 6 月 1 9 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和元年6月28日付け柏兎第173号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

諮問第1099号

令和元年5月16日付けで審査請求人から提起された、平成31年3月29日付け柏兎第402号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が、平成31年3月29日付け柏児第402号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）で特定した対象文書において不開示とした情報のうち、別表における開示すべき部分の欄に記載した各情報については、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成31年1月31日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「〇〇〇〇の〇〇〇〇さんとその家族らに関する対応などにまつわる資料」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、次に掲げる文書を特定した。

- (1) 相談記録（個人票）（以下「本件対象文書1」という。）
- (2) 一時保護中の書類（以下「本件対象文書2」という。）
- (3) 心理診断票（以下「本件対象文書3」という。）
- (4) 援助方針・判定会議資料（以下「本件対象文書4」という。）
- (5) 会議資料（以下「本件対象文書5」という。）
- (6) 要保護児童情報提供カード（以下「本件対象文書6」という。）
- (7) 心理診断票（以下「本件対象文書7」という。）
- (8) 柏児童相談所からの送付文書（以下「本件対象文書8」という。）
- (9) 受発信記録（以下「本件対象文書9」という。）
- (10) 〇〇〇〇市から提供を受けた文書（以下「本件対象文書10」という。）

- (1 1) 母子健康手帳の写し25枚 (以下「本件対象文書11」という。)
- (1 2) 写真 (以下「本件対象文書12」という。)
- (1 3) 住民票の写し (以下「本件対象文書13」という。)
- (1 4) 戸籍全部事項証明書 (以下「本件対象文書14」という。)
- (1 5) 戸籍の附票の写し (以下「本件対象文書15」という。)
- (1 6) 家族に関する文書 (以下「本件対象文書16」という。)
- (1 7) ○○○○市要保護児童対策地域協議会平成29年度11月実務者 (進行管理) 会議資料 (以下「本件対象文書17」という。)
- (1 8) ○○○○市要保護児童対策地域協議会平成29年度12月実務者 (進行管理) 会議資料 (以下「本件対象文書18」という。)
- (1 9) ○○○○市要保護児童対策地域協議会平成29年度第2回実務者会議資料 (以下「本件対象文書19」という。)
- (2 0) ○○○○市要保護児童対策地域協議会平成29年度1月実務者 (進行管理) 会議資料 (以下「本件対象文書20」という。)
- (2 1) ○○○○市要保護児童対策地域協議会平成29年度2月実務者 (進行管理) 会議資料 (以下「本件対象文書21」という。)
- (2 2) ○○○○市要保護児童対策地域協議会平成29年度3月実務者 (進行管理) 会議資料 (以下「本件対象文書22」という。)
- (2 3) ○○○○市要保護児童対策地域協議会平成30年度4月実務者会議資料 (以下「本件対象文書23」という。)
- (2 4) ○○○○市要保護児童対策地域協議会平成30年度5月実務者会議資料 (以下「本件対象文書24」という。)
- (2 5) ○○○○市要保護児童対策地域協議会平成30年度6月実務者会議資料 (以下「本件対象文書25」という。)
- (2 6) ○○○○市要保護児童対策地域協議会平成30年度7月実務者会議資料 (以下「本件対象文書26」という。)
- (2 7) ○○○○市要保護児童対策地域協議会平成30年度8月実務者会議資料 (以下「本件対象文書27」という。)
- (2 8) ○○○○市要保護児童対策地域協議会平成30年度9月実務者会議資料 (以下「本件対象文書28」という。)
- (2 9) ○○○○市要保護児童対策地域協議会平成30年度10月実務者会議資料 (以下「本件対象文書29」という。)

- 下「本件対象文書29」という。)
- (30) ○○○○市要保護児童対策地域協議会平成30年度11月実務者会議資料（以下「本件対象文書30」という。)
- (31) ○○○○市要保護児童対策地域協議会平成30年度12月実務者会議資料（以下「本件対象文書31」という。)
- (32) ○○○○市要保護児童対策地域協議会平成30年度1月実務者会議資料（以下「本件対象文書32」という。)
- (33) 受理会議・援助方針会議資料（以下「本件対象文書33」といい、本件対象文書1から本件対象文書32までと併せて以下「本件各対象文書」という。)

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和元年5月16日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

平成31年3月29日付け柏児第402号で行った行政文書不開示決定に係る処分のうち、○○○○、○○○○、○○○○に関して、不開示とした処分を取り消す

2 審査請求の理由

- (1) 請求人が行った本件情報公開請求は、千葉県○○○○の○○○○さんが父から虐待を受けて死亡したとされる事件（以下、本事件とする）に関して、県柏児童相談所が所有している文書の公開を求めたものである。本事件では父が傷害致死罪などで起訴されるだけでなく、母の傷害ほう助罪で起訴され、連日大きく報道されるだけでなく、一時保護解除を巡る判断など県柏児童相談所や○○○○市教育委員会の対応に問題点が散見されたため、社会的反響が大きく、厚生労働省や千葉県、○○○○市がそれぞれ検証委員会を立ち上げ、一連の経緯の検証を進めているところである。
- (2) 県柏児童相談所は、本請求に対して、千葉県情報公開条例第8条第2号や同6号に該当するなどとして、不開示または部分開示としたが、上記1に記載した3名については開示されるべきであるので、以下に理由を述べる。

ア 本事件において個人情報には既に公にされていること

児童相談所が保有する面談記録などの情報は、個人のプライバシーに関するものを多く含み、通常であれば、そのほとんどが不開示とされるのは当然である。しかし、本事件は〇〇〇〇の〇〇〇〇児が死亡した痛ましい事件であり、社会的な反響も大きかったため、千葉県警が報道機関の取材に対し、〇〇〇〇児や家族に関する情報を一定程度公開しているほか、柏児童相談所や千葉県児童家庭課においても、記者会見を開催するなどして、決して積極的とは言えないまでも、〇〇〇〇児を一時保護するまでの経緯や一時保護解除後の対応状況を説明している。本請求に対して、柏児童相談所は保有する経過記録を部分開示とする決定をしたが、この決定において、柏児童相談所は記者会見の内容を基に報道機関が記事化した部分、つまりは、新聞各紙などに掲載された文言だけを抜き取って、既に公になっている情報として部分開示し、それ以外は不開示にしたと推察される。一方で、柏児童相談所や児童家庭課は本請求以前にも報道機関への取材に応じており、前述した記者会見は2度にわたり、合計で数時間を超えるものとなっている。こうした経緯を踏まえると、新聞掲載された文言を抜き取っただけの部分開示決定は極めて不当であり、記者会見等で説明した内容やその説明の根拠とした部分に関しては、個人の情報を含むものであっても、すでに会見等で公にしたものであるから、開示することに支障はないはずである。これは経過記録以外の文書に関しても言えることである。

イ 本請求は事業の適正な執行の妨げにはならないこと

柏児童相談所は、不開示の理由の一つとして、「事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼす等のおそれ」を挙げている。しかし、児童相談所の業務を想定する限り、将来の事務に支障を及ぼす情報とは、どこから虐待情報を入手し、児童や両親にどのように接近するかといったアプローチや調査手法に関する内容だと推察される。誰と誰がいつどこで面談したのか、といった面談者に関する基本的な情報は、事務の執行に支障を及ぼすものではなく、適切に開示されるべきである。

ウ 柏児童相談所と児童家庭課における報道機関への警戒心

前述したように本事件においては、一時保護解除やその後の家族への対応について行政側の問題点が散見され、柏児童相談所や児童家庭課は、本事件発生後、厳しい批判を浴びてきた。こうした批判が影響したのかは定かではないが、報道機関への取材が負担との理由で千葉県の検証委員会の日程を伝えないなど、柏児

童相談所や児童家庭課においては、報道機関に対して警戒心を抱いていることがうかがえる。こうした柏児童相談所と報道各社との関係を踏まえると、請求人としては、柏児童相談所が本請求に対して必要以上に開示部分を少なくしたとの疑念を払拭することはできない。本請求の目的は、開示された文書を使って、いたずらに死亡した〇〇〇〇さんや家族の個人情報を書き立てることではなく、こうした痛ましい事件が二度と起こることのないよう、報道機関として事件と行政機関の対応を検証し、再発防止を社会に提言することである。情報公開審査会においては、柏児童相談所が行った部分開示・不開示の決定を改めて確認し、適正な文書開示をしていただけるようお願いしたい。

第4 実施機関の弁明要旨

1 本件決定の理由

(1) 条例第8条第2号該当性について

別表に記載した対象文書において、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報については、条例第8条第2号に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しない。

(2) 条例第8条第2号及び第6号該当性について

別表に記載した対象文書において、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報、及び、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす等のおそれがあるものについては、同条第2号及び同条第6号に該当する。

(3) 条例第8条第4号該当性について

本件対象文書9については、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報であるため、同条第4号に該当する。

2 弁明の内容

(1) 上記第3 2 (2) アについて

今回の請求に対して部分開示とした部分に関しては、県として報道機関等に対して発表した情報を開示したものであり、新聞に掲載された文言を抜き取っただけのものではない。ついては、新聞に掲載された文言以外にも、既に報道機関に県として発表し、開示が可能と判断した部分については開示しているため、審査請求人の

「新聞各紙などに掲載された文言だけを抜き取って、既に公になっている情報として部分開示し、それ以外は不開示にしたと推察される」「新聞掲載された文言を抜き取っただけの部分開示決定は極めて不当であり」「開示することに支障はないはずである」との主張には理由がない。

(2) 上記第3 2 (2) イについて

これについて、将来の事務に支障を及ぼす情報とは、審査請求人が主張するものに限らない。例えば、審査請求人の主張の中にある、誰と誰がいつどこで面談したのか、といった面談者に関する基本的な情報については、面談者の個人情報に該当するため不開示情報に該当することに加え、そのような情報を行政文書開示請求により公開してしまうことにより、面談者の行動等のプライバシーが守られないこととなり、それを理由に面談を拒否される可能性等、業務に支障が出ることも想定される。

(3) 上記第3 2 (2) ウについて

これについて、本件請求に対して必要以上に開示部分を少なくしたという事実はなく、条例に基づき適切に開示を行っている。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件各対象文書

本件各対象文書は、上記第2 3のとおりであり、その内容は次のとおりである。

(1) 本件対象文書1について

本件対象文書1は、実施機関が、〇〇〇〇に所属する特定の児童（以下「本件児童」という。）に係る虐待の事案について、〇〇〇〇市から送致された際に取得した文書であり、本件児童に係る対応の経過が記載されている。

(2) 本件対象文書2について

本件対象文書2は、実施機関が、本件児童に係る一時保護の期間に作成又は取得した文書であり、次に掲げる文書から構成されており、その内容は次のとおりである。

ア 一時保護児童入所時調査票

一時保護児童入所時調査票は、厚生労働省が通知した児童相談所運営指針につ

いて（平成2年3月5日付け児発第133号。以下「運営指針」という。）を参考に、実施機関が、本件児童の一時保護を行った際に、本件児童の生活習慣を確認するために作成した文書である。

イ 食物アレルギー問診票

食物アレルギー問診票は、運営指針を参考に、実施機関が、本件児童の一時保護を行った際に、本件児童に係る食物アレルギーの有無等を確認するために作成した文書である。

ウ 医学診断票

医学診断票は、運営指針を参考に、実施機関が、当該期間に作成した文書であり、本件児童に係る医学的な診断の結果が記載されている。

エ 身体測定票

身体測定票は、上記ウの医学的な診断に伴い、実施機関が、当該期間に作成した文書であり、本件児童に係る身体測定の結果が記載されている。

オ 上記アからエまで以外の文書

上記アからエまで以外の文書は、実施機関が、本件児童に係る虐待の事案において必要だったことから作成又は取得した文書である。

(3) 本件対象文書3について

本件対象文書3は、運営指針を参考に、実施機関が、当該期間に作成した文書であり、本件児童に係る心理診断の結果が記載されている。

(4) 本件対象文書4について

本件対象文書4は、運営指針を参考に、実施機関が、特定の日を実施した援助方針・判定会議に当たり、本件児童の一時保護を解除することについて検討するために作成した文書である。

(5) 本件対象文書5について

本件対象文書5は、本件児童、その家族等に係る会議の資料である。

(6) 本件対象文書6について

本件対象文書6は、本件児童、その家族等に係り、要保護児童の情報を提供した文書である。

(7) 本件対象文書7について

本件対象文書7は、本件児童、その家族等に係る心理診断について記載された文書である。

(8) 本件対象文書8について

本件対象文書8は、本件児童、その家族等に係り、実施機関が送付した文書である。

(9) 本件対象文書9について

本件対象文書9は、本件児童、その家族等に係る受信及び発信したことを記録した文書である。

(10) 本件対象文書10について

本件対象文書10は、運営指針を参考に、実施機関が、本件児童を調査するために〇〇〇〇市から取得した文書である。

(11) 本件対象文書11について

本件対象文書11は、本件児童、その家族等に係る母子健康手帳の写しである。

(12) 本件対象文書12について

本件対象文書12は、本件児童、その家族等に係る写真である。

(13) 本件対象文書13について

本件対象文書13は、本件児童、その家族等に係る住民票の写しである。

(14) 本件対象文書14について

本件対象文書14は、本件児童、その家族等に係る戸籍全部事項証明書である。

(15) 本件対象文書15について

本件対象文書15は、本件児童、その家族等に係る戸籍の附票の写しである。

(16) 本件対象文書16について

本件対象文書16は、本件児童、その家族等に係る家族に関する文書である。

(17) 本件対象文書17から本件対象文書32までについて

本件対象文書17から本件対象文書32までは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第1項の規定を受けて、〇〇〇〇市要保護児童対策地域協議会要綱（平成18年〇〇〇〇市告示第73号）に基づき設置された〇〇〇〇市要保護児童対策地域協議会において、要保護児童であった本件児童の適切な支援に必要な情報の交換を行うとともに、児童の虐待防止及び支援に関する協議を行った、平成29年11月21日から平成31年1月22日までの実務者会議（進行管理会議）に当たり、〇〇〇〇市が作成した文書であり、会議次第、参加者名簿及び継続ケース経過報告から構成されている。

(18) 本件対象文書33について

本件対象文書33は、運営指針を参考に、実施機関が、受理会議・援助方針会議において報告する虐待の事案を一覧にした表である。

2 本件決定

- (1) 本件請求は、開示請求書の記載から、本件児童及びその家族に関する対応などに係る行政文書を求めているものと認められる。

そうすると、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件児童が〇〇〇〇に所属している事実の有無及び本件児童及びその家族に関する対応の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなる。そして、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるため、条例第8条第2号本文に該当することから、本件請求に対し、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるという条例第11条の関係で問題となるとも考えられる。しかしながら、本件では、同条との関係は問題とならない。

なぜなら、当審査会が実施機関、千葉県警察本部長及び〇〇〇〇市に確認したところ、千葉県警察本部長は、報道機関に対し、実名を明らかにして本件児童の死亡及び傷害による被疑者の逮捕の事実を公表し、次いで、共犯被疑者の逮捕の事実を公表し、その後、両者の再逮捕の事実を公表していることが認められたからである。そして、実施機関及び〇〇〇〇市は、本件児童の住んでいた市、所属、対応等の一部を公表した上で千葉県及び〇〇〇〇市のホームページにそれぞれ掲載し、報道機関がそれぞれの事実を本件児童及び被疑者の実名を明らかにして複数回報道していることが認められた。

ところで、捜査機関が報道機関に対し、現に捜査中の被疑者及び被疑事実等を公表し、これらに関係する他の公的機関が死亡した児童の所在していた市町村、所属、対応等の一部を公表し、これが報道機関により報道されることは、一般に、慣行として広く行われているところであり、かかる慣行が社会的にも定着し、許容されていることは公知の事実と言うべきである。

また、本件児童の死亡及び被疑者の逮捕の事実については、報道機関により、本件請求から本件決定までの期間において、複数回にわたって実名を明らかにして報道がされたばかりか、本件請求がされたのは、千葉県警察本部長が報道機関に対し本件児童の死亡及び被疑者の逮捕の事実を公表した数日後にすぎず、本件決定は本件請求から時間を空けずに行われた処分である。

したがって、本件存否情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められ、同号イの規定により、不開示情報でないというべきである。

(2) 当審査会が本件各対象文書を見分したところ、実施機関は、本件各対象文書の全ての部分を不開示としていることが認められた。

これに対して、審査請求人は、本件決定を取り消すべき旨主張していることから、不開示部分に係る本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

なお、下記アからコまでに掲げる情報は、別表における開示すべき部分の欄に記載した各情報に限られるものである。

ア 職員の印影について

職員の印影は、当該職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第8条第2号本文に該当する。

当該情報は、本件対象文書1を決裁した職員の印影が記載されていることからすると、同号ハに規定する職務の遂行に係る情報であるところ、当該情報を公にすることにより、本件児童の対応をした職員が明らかになるものとは認められないことから、開示すべきである。

イ 様式の部分について

様式の部分は、実施機関等において定めた又は児童記録票記載要領に基づいた様式が記載されており、個人に関する情報とは認められず、また、当該情報を公にすることにより、実施機関等が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同条第2号及び第6号に該当せず、開示すべきである。

ウ 本件児童の氏名、本件児童の父母の氏名、続柄等について

本件児童及び本件児童の父母の氏名並びに続柄並びに本件児童のふりがな、性別及び地域は、本件児童及び本件児童の父母の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、同条第2号本文に該当する。

同号イ該当性について検討すると、上記(1)のとおり、本件児童の死亡及び被疑者の逮捕の事実、本件児童の住んでいた市、所属、対応等の一部については、実施機関、千葉県警察本部長又は〇〇〇〇市が報道機関に公表し、報道機関が報道した事実があり、このような慣行は社会的にも定着し、許容されていることは

公知の事実であり、公表の数日後に本件請求が行われていることから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められる。これに、本件児童及びその家族の権利利益の保護の必要性等を考えると、本件各対象文書における不開示部分のうち公表された情報と同一の部分及び容易に推測できる部分は、本件決定の時点においてなお慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認めるべきである。

そうすると、これらの情報は、千葉県警察本部長が、報道機関に対し、実名を明らかにして本件児童に傷害を与えた被疑者及び共犯被疑者の逮捕の事実を公表しており、慣行として公にされている情報であることから、同号イに該当し、また、これらの情報を公にすることにより、実施機関等が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同条第6号に該当せず、開示すべきである。

エ 本件児童の所属する学校名、学年、組及び番号について

本件児童の所属する学校名、学年、組及び番号は、本件児童の個人に関する情報であって、通常他人に知られたくないものであり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、同条第2号本文に該当する。

当該情報は、千葉県警察本部長が、報道機関に対し、実名を明らかにして本件児童に傷害を与えた被疑者及び共犯被疑者の逮捕の事実を公表し、実施機関及び〇〇〇〇市が報道機関に対し公表しており、上記ウで同号イ該当性について検討したとおり、慣行として公にされている情報であることから、同号イに該当し、また、当該情報を公にすることにより、実施機関等が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同条第6号に該当せず、開示すべきである。

オ 会議の日付等並びに相談事由欄、内容欄及び前年度の概要欄に記載された情報について

(ア) 会議の日付、主訴、総合判定の援助の選択、アセスメント回数、記入日、入所施設名、施設入所日、施設入所経過、問1、問2、問3、問4及び問6の回答の内容、開始日並びに虐待者は、本件児童の個人に関する情報であって、虐待の状況に関するものであることから、通常他人に知られたくないものであり、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権

利利益を害するおそれがあるものと認められることから、同条第2号本文に該当する。

当該情報は、千葉県警察本部長が、報道機関に対し、実名を明らかにして本件児童に傷害を与えた被疑者及び共犯被疑者の逮捕の事実を公表し、実施機関及び〇〇〇〇市が本件児童の対応等を公表しており、上記ウで同号イ該当性について検討したとおり、慣行として公にされている情報であることから、同号イに該当し、開示すべきである。

(イ) 相談事由欄、内容欄及び前年度の概要欄に記載された情報のうち、その一部については、上記(1)及びウと同様に、千葉県警察本部長により公表された情報と同一の情報が含まれており、その具体的な情報は、別表の開示すべき部分に記載したとおりである。

当該情報は、本件児童の個人に関する情報であって、虐待の状況に関するものであることから、通常他人に知られたくないものであり、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、同条第2号本文に該当する。

当該情報は、千葉県警察本部長が、報道機関に対し、実名を明らかにして本件児童に傷害を与えた被疑者及び共犯被疑者の逮捕の事実を公表し、実施機関及び〇〇〇〇市が本件児童の対応等を公表しており、上記ウで同号イ該当性について検討したとおり、慣行として公にされている情報であることから、同号イに該当し、開示すべきである。

カ 児童相談所名について

児童相談所名は、本件児童の個人に関する情報であって、通常他人に知られたくないものであり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、同号本文に該当する。

当該情報は、千葉県警察本部長が、報道機関に対し、実名を明らかにして本件児童に傷害を与えた被疑者及び共犯被疑者の逮捕の事実を公表し、実施機関及び〇〇〇〇市が報道機関に対し公表しており、上記ウで同号イ該当性について検討したとおり、慣行として公にされている情報であることから、同号イに該当し、また、当該情報を公にすることにより、本件児童の対応をした職員が明らかになるものとは認められず、実施機関等が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ

れがあるとは認められないことから、同条第6号に該当せず、開示すべきである。

キ 本件児童が保護された日付、本件児童に係る種別等について

本件児童が保護された日付及び本件児童に係る種別、詳細種別、虐待者の欄に記載された情報のうち、別表の開示すべき部分の欄に記載した情報、主訴、内容の欄に記載された情報のうち、別表の開示すべき部分の欄に記載した情報、欄外の記載、提出理由及び決定は、本件児童の個人に関する情報であって、虐待の状況に関するものであることから、通常他人に知られたくないものであり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、同条第2号本文に該当する。

これらの情報は、千葉県警察本部長が、報道機関に対し、実名を明らかにして本件児童に傷害を与えた被疑者及び共犯被疑者の逮捕の事実を公表し、実施機関及び〇〇〇〇市が公表しており、上記ウで同号イ該当性について検討したとおり、慣行として公にされている情報であることから、同号イに該当し、また、当該情報を公にすることにより、実施機関等が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同条第6号に該当せず、開示すべきである。

ク 会議次第に記載された児童の氏名及び受付日以外の部分等について

会議次第に記載された児童の氏名及び受付日以外の部分、参加者名簿の様式部分並びに継続ケース経過報告の様式部分、番号、進行会議日時及び白紙には、〇〇〇〇市要保護児童対策地域協議会に関する情報が記載されており、個人に関する情報とは認められず、同条第2号に該当せず、開示すべきである。

ケ 参加者の所属及び氏名（千葉県〇〇〇〇警察署に所属する職員の氏名を除く。）について

参加者の所属及び氏名（千葉県〇〇〇〇警察署に所属する職員の氏名を除く。）は、〇〇〇〇市要保護児童対策地域協議会の参加者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、同号本文に該当する。

しかしながら、当該情報は、千葉県警察本部長が、報道機関に対し、実名を明らかにして本件児童に傷害を与えた被疑者及び共犯被疑者の逮捕の事実を公表し、実施機関及び〇〇〇〇市が本件児童の対応等を公表しており、上記ウで同号イ該当性について検討したとおり、慣行として公にされている情報であることから、

同号イに該当し、開示すべきである。

コ 受理会議一覧表に記載された様式部分、児童相談所名等について

受理会議一覧表に記載された様式部分、児童相談所名、会議実施年月日、作成年月日、番号及び空白の行には、実施機関で行った受理会議及び援助方針会議に関する情報が記載されており、個人に関する情報とは認められず、また、当該情報を公にすることにより、実施機関等が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同条第2号及び第6号に該当せず、開示すべきである。

サ 本件対象文書2を構成する各文書のうち第5 1 (2)オに掲げる文書、本件対象文書5から本件対象文書9まで、本件対象文書11、本件対象文書12、本件対象文書16及び本件対象文書19について

上記文書は、全ての虐待の事案において作成される文書ではなく、本件児童に係る虐待の事案において必要だったことから作成された文書である。

当審査会において上記文書を見分したところ、上記文書に記載された情報は、全体として本件児童及び本件児童の家族の個人に関する情報であって、通常他人に知られたくないものであり、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、同号本文に該当し、また、上記ウで同号イ該当性について検討したとおり、公表された情報と同一の部分及び容易に推測できる部分に該当しないことから、同号イに該当せず、同号ロからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、同条第4号及び第6号について判断するまでもなく不開示とすることが妥当である。

シ 上記アからサまで以外の不開示部分について

上記アからサまで以外の不開示部分についても内容を確認したところ、本件児童等の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が記載されていると認められることから、同条第2号本文に該当し、上記ウで同号イ該当性について検討したとおり、公表された情報と同一の部分及び容易に推測できる部分に該当しないことから、同号イに該当せず、同号ロからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、同条第6号について判断するまでもなく不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人の主張

(1) 条例第8条第2号ロ及び第10条該当性について

審査請求人は、上記第3 2 (2) ウのとおり、「本件請求の目的は、開示された文書を使って、いたずらに死亡した〇〇〇〇さんやその家族の個人情報を書き立てることではなく、こうした痛ましい事件が二度と起こることのないよう、報道機関として事件と行政機関の対応を検証し、再発防止を社会に提言することである」旨主張しており、同条第2号ロ及び条例第10条該当性について主張しているものと解されることから、次のとおり検討する。

ア 条例第8条第2号ロ該当性について

条例第8条第2号ロは、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、財産等の利益と、これを公にしないことにより保護される個人の権利利益を比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

これを本件決定で不開示とした部分について検討すると、当該部分を公にすることにより、再発を防止することができる可能性はあるものの、それが具体的に人の生命、健康又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められず、同号ロに該当しない。

イ 条例第10条該当性について

条例第10条は、実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を開示することができる旨を定めたものであり、「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第8条各号に規定する不開示情報に該当する情報ではあるが、実施機関の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を言う。また、個人に関する情報について条例第10条を適用する場合には、条例第3条の規定の趣旨を十分に踏まえ、個人に関する情報を安易に開示することのないよう特に慎重に取り扱わなければならないとするものである。

これを本件決定で不開示とした部分について検討すると、当該部分を公にすることにより、再発を防止することができる可能性はあるものの、それが具体的に当該部分を不開示しないことにより保護すべき利益を上回る公益上の必要性があるとは認められず、条例第10条に該当しない。

(2) その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

よって、実施機関が、本件決定で特定した対象文書において不開示とした情報のうち、別表における開示すべき部分の欄に記載した各情報について開示すべきである。実施機関のその余の決定は、妥当である。

5 附言

本件請求は、特定の個人の氏名が記載された開示請求であり、条例第11条に規定する、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる請求であるとも考えられるが、実施機関は、上記2(1)のとおり、実施機関等が報道機関に対し当該氏名等を公表していることから、本件決定を行った。

実施機関においては、今後、特定の個人の氏名が記載された開示請求があったときは、県民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとする条例第3条の趣旨に鑑み、慎重な検討をするよう努められたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 元年 6月28日	諮問書の受付
令和 2年10月26日	審議
令和 2年11月30日	審議
令和 2年12月23日	審議
令和 3年 3月22日	審議
令和 3年 6月 2日	審議
令和 3年 6月30日	審議
令和 3年 8月 4日	審議
令和 3年10月 6日	審議
令和 3年11月30日	審議
令和 3年12月22日	審議
令和 4年 2月 2日	審議
令和 4年 3月25日	審議
令和 4年 4月27日	審議
令和 4年 6月 7日	審議
令和 4年 8月 2日	審議
令和 4年11月 8日	審議

別表

番号	本件各対象文書	開示すべき部分
1	本件対象文書 1	様式部分、職員の印影、本件児童の氏名、ふりがな、続柄及び性別、本件児童の父母の氏名及び続柄、本件児童の所属する学校名及び学年並びに相談事由の欄における2行目の1文字目、29文字目から32文字目まで、3行目の1文字目から3文字目まで、22文字目から28文字目まで、4行目の1文字目から7文字目まで、5行目の1文字目から5文字目まで、13文字目から15文字目まで、21文字目から29文字目まで、6行目の1文字目から3文字目まで、7行目の1文字目から3文字目まで、7文字目から10文字目まで、8行目の1文字目、9行目の1文字目から3文字目まで、10行目の1文字目から5文字目まで、11文字目から14文字目まで、22文字目から24文字目まで、11行目の1文字目から3文字目まで、12行目の1文字目、5文字目から9文字目まで、20文字目から23文字目まで、13行目の1文字目から3文字目まで、18文字目から24文字目、14行目の1文字目、6文字目、9文字目、30文字目から33文字目まで、15行目の1文字目から3文字目まで、33文字目から40文字目まで、16行目の1文字目、7文字目から11文字目まで、17行目の1文字目、9文字目から18文字目まで、25文字目から30文字目まで、18行目の1文字目、8文字目から11文字目まで、23文字目から28文字目まで、19行目の1文字目、7文字目から17文字目まで、29文字目から31文字目まで、39文字目から45文字目まで、21行目の1文字目、19文字目から21文字目まで、24行目の1文字目、21文字目から23文字目まで、25行目の14文字目から31文字目まで、26行目の6文字目から17文字目まで、32文字目から34文字目まで、44文字目から45文字目まで、27行目、29行目の1文字目、30文字目から31文字目まで、30行目の18文字目から24文字目まで、

番号	本件各対象文書	開示すべき部分
		<p>38文字目から44文字目まで、32行目の1文字目、29文字目から32文字目まで、33行目の6文字目、23文字目、35文字目から40文字目まで、34行目の21文字目から28文字目まで、40文字目から45文字目まで、35行目の1文字目から3文字目まで、21文字目、26文字目、33文字目から37文字目まで、37行目の1文字目、21文字目から24文字目まで、38行目の9文字目から11文字目まで、20文字目から21文字目まで、29文字目から38文字目まで、39行目の1文字目から2文字目まで、12文字目から18文字目まで、37文字目から41文字目まで、40行目の7文字目から12文字目まで、30文字目から33文字目まで、41行目の1文字目から5文字目まで、32文字目から36文字目まで、42行目の7文字目から16文字目まで、43行目の24文字目から31文字目まで、44行目の4文字目、45行目の3文字目、46行目の11文字目、17文字目から25文字目まで、34文字目、43文字目から45文字目まで、47行目の3文字目から6文字目まで、35文字目から42文字目まで、49行目の1文字目、28文字目から31文字目まで、50行目の24文字目から28文字目まで、52行目の1文字目、53行目の13文字目、33文字目から38文字目まで、54行目の26文字目、39文字目、55行目の3文字目から7文字目まで、56行目の1文字目から6文字目まで、57行目の3文字目から6文字目まで、23文字目から30文字目まで、58行目の6文字目から9文字目まで、43文字目から45文字目まで、59行目の1文字目から3文字目まで、6文字目、29文字目から30文字目まで、60行目の1文字目、10文字目から16文字目まで、25文字目から32文字目まで、44文字目、61行目の1文字目から4文字目まで、19文字目から20文字目まで、40文字目から45文字目まで、62行目の1文字目の5文字目まで、</p>

番号	本件各対象文書	開示すべき部分
		<p>19文字目から24文字目まで、42文字目から45文字目まで、63行目の1文字目から2文字目まで、16文字目から21文字目まで、64行目の10文字目から12文字目まで、32文字目から35文字目まで、65行目の22文字目から25文字目まで、66行目の22文字目、39文字目から40文字目まで、67行目の13文字目、33文字目から36文字目まで、40文字目から45文字目まで、68行目の1文字目、69行目の17文字目から22文字目まで、24文字目から25文字目まで、32文字目から38文字目まで、70行目の6文字目、8文字目から9文字目まで、22文字目から26文字目まで、37文字目から43文字目まで、71行目の6文字目から7文字目まで、14文字目から16文字目まで、20文字目から26文字目まで、32文字目から38文字目まで、72行目の27文字目、31文字目から32文字目まで、73行目の16文字目から22文字目まで、74行目の1文字目から6文字目まで、25文字目から26文字目まで、43文字目から46文字目まで、75行目の1文字目から2文字目まで、29文字目から36文字目まで、77行目の3文字目から5文字目まで、78行目の1文字目から10文字目まで、30文字目から36文字目まで、80行目の44文字目から45文字目まで、81行目の1文字目から3文字目まで、7文字目から11文字目まで、16文字目、23文字目から28文字目まで、43文字目から45文字目まで、82行目の1文字目から3文字目まで、14文字目から19文字目まで、83行目の23文字目から27文字目まで、84行目の11文字目から15文字目まで、40文字目、42文字目から46文字目まで、85行目の1文字目、3文字目、19文字目から23文字目まで、34文字目、36文字目、86行目の3文字目から6文字目まで、87行目の1文字目、3文字目から4文字目まで、88行目の</p>

番号	本件各対象文書	開示すべき部分
		<p>29文字目から37文字目まで、89行目の4文字目から15文字目まで、45文字目、90行目の1文字目、37文字目、91行目の4文字目から11文字目まで、17文字目、92行目の6文字目から12文字目まで、31文字目から36文字目まで、93行目の27文字目から31文字目まで、94行目の18文字目から23文字目まで、32文字目から33文字目まで、45文字目、95行目の1文字目から10文字目まで、96行目の12文字目から16文字目まで、31文字目、97行目の14文字目、41文字目から44文字目まで、98行目の24文字目から34文字目まで、99行目の14文字目、28文字目から33文字目まで、41文字目から47文字目まで、100行目の1文字目、22文字目から29文字目まで、102行目の1文字目、7文字目から9文字目まで、25文字目から27文字目まで、103行目の5文字目から9文字目まで、19文字目から21文字目まで、43文字目から44文字目まで、46文字目、104行目の1文字目から3文字目まで、105行目の2文字目から4文字目まで、106行目の4文字目、107行目の13文字目、30文字目、44文字目から45文字目まで、108行目の2文字目から6文字目まで、8文字目、21文字目、35文字目から39文字目まで、110行目の25文字目から27文字目まで、111行目の1文字目、13文字目から15文字目まで、112行目の1文字目、113行目の1文字目から2文字目まで、12文字目から13文字目まで、115行目の1文字目から11文字目まで、22文字目から35文字目まで、116行目の1文字目から2文字目まで、117行目の1文字目から2文字目まで、118行目の1文字目から2文字目まで、4文字目から5文字目まで、24文字目から25文字目まで、45文字目、120行目の1文字目から2文字目まで、19文字目から20文字目まで、23文字</p>

番号	本件各対象文書	開示すべき部分
		目、121行目の1文字目、5文字目、8文字目、21文字目から22文字目まで、122行目の1文字目から4文字目まで、123行目の1文字目、9文字目から12文字目まで及び空白の部分
2	本件対象文書2	一時保護児童入所時調査票に記載された様式部分、本件児童の氏名及びふりがな、本件児童の所属する学校名及び学年並びに本件児童が保護された日付、食物アレルギー問診票に記載された様式部分及び本件児童の氏名、医学診断票に記載された様式部分、本件児童の氏名、ふりがな及び性別並びに児童相談所名並びに身体測定票に記載された様式部分、本件児童の氏名、ふりがな及び性別、本件児童の学年及び児童相談所名
3	本件対象文書3	様式部分、本件児童の氏名及び性別並びに児童相談所名
4	本件対象文書4	援助方針・判定会議資料に記載された様式部分、会議の日付、本件児童の氏名、主訴及び総合判定の援助の選択並びに家族関係支援のためのアセスメントに記載された様式部分、アセスメント回数、記入日、本件児童の氏名、性別、学年、入所施設名、施設入所日及び施設入所経過
5	本件対象文書 10	様式部分、本件児童の性別、学年、組、番号及び氏名並びに問1、問2、問3、問4及び問6の回答の内容
6	本件対象文書 17	会議次第に記載された児童の氏名以外の部分、参加者名簿の様式部分、参加者の所属及び氏名並びに継続ケース経過報告の様式部分、本件児童の氏名、フリガナ及び番号、本件児童の所属する学校名及び学年、本件児童の保護者の氏名、開始日及び白紙

番号	本件各対象文書	開示すべき部分
7	本件対象文書 18	会議次第に記載された児童の氏名以外の部分、参加者名簿の様式部分、参加者の所属及び氏名並びに継続ケース経過報告に記載された様式部分、本件児童の氏名、フリガナ及び番号、本件児童の所属する学校名及び学年、本件児童の保護者の氏名、開始日、内容の欄における6文字目から19文字目まで、虐待者及び白紙
8	本件対象文書 20から本件対象文書22まで	会議次第に記載された児童の氏名以外の部分、参加者名簿の様式部分、参加者の所属及び氏名並びに継続ケース経過報告に記載された様式部分、本件児童の氏名、フリガナ及び番号、本件児童の所属する学校名及び学年、本件児童の保護者の氏名、開始日及び白紙
9	本件対象文書 23	会議次第に記載された児童の氏名以外の部分、参加者名簿の様式部分、参加者の所属及び氏名（千葉県〇〇〇〇警察署の職員の氏名を除く。）並びに継続ケース経過報告に記載された様式部分、本件児童の氏名、フリガナ及び番号、本件児童の所属する学校名及び学年、本件児童の保護者の氏名、開始日、前年度の概要の欄における1文字目から15文字目まで、102文字目から163文字目まで及び172文字目から192文字目まで及び白紙
10	本件対象文書 24から本件対象文書29まで	会議次第に記載された児童の氏名以外の部分、参加者名簿の様式部分、参加者の所属及び氏名（千葉県〇〇〇〇警察署の職員の氏名を除く。）並びに継続ケース経過報告に記載された様式部分、本件児童の氏名、フリガナ及び番号、本件児童の所属する学校名及び学年、本件児童の保護者の氏名、開始日及び白紙
11	本件対象文書 30及び本件対象文書31	会議次第に記載された児童の氏名以外の部分、参加者名簿の様式部分、参加者の所属及び氏名（千葉県〇〇〇〇警察署の職員の氏名を除く。）並びに継続ケース経過報告に記載された様式部分、本件児童の氏名、フリガナ、番号及び進行会議日時、本件児童の所属する学校名及び学年、本件児童の保護者の氏名、開始日及び白紙

番号	本件各対象文書	開示すべき部分
1 2	本件対象文書 3 2	会議次第に記載された児童の氏名及び受付日以外の部分、参加者名簿の様式部分、参加者の所属及び氏名（千葉県〇〇〇〇警察署の職員の氏名を除く。）並びに継続ケース経過報告に記載された様式部分、本件児童の氏名、フリガナ、番号及び進行会議日時、本件児童の所属する学校名及び学年、本件児童の保護者の氏名、開始日及び白紙
1 3	本件対象文書 3 3	受理会議一覧表（平成29年11月8日作成）に記載された様式部分、児童相談所名、会議実施年月日、作成年月日、番号、本件児童の氏名及び性別、本件児童の保護者の氏名、本件児童に係る地域、種別、詳細種別、虐待者の欄における2文字目、主訴、内容の欄における1行目及び決定の欄における11文字目から14文字目まで並びに欄外の記載及び空白の行、受理会議一覧表（平成29年12月27日作成）に記載された様式部分、児童相談所名、会議実施年月日、作成年月日、番号、本件児童の氏名及び性別、本件児童に係る地域、提出理由及び決定、欄外の記載並びに空白の行、受理会議一覧表（平成30年2月28日作成）に記載された様式部分、児童相談所名、会議実施年月日、作成年月日、番号、本件児童の氏名及び性別、本件児童に係る地域及び欄外の記載、受理会議一覧表（平成30年3月22日作成）に記載された様式部分、児童相談所名、会議実施年月日、作成年月日、番号、本件児童の氏名及び性別、本件児童に係る地域並びに欄外の記載並びに受理会議一覧表（平成30年5月30日作成）に記載された様式部分、児童相談所名、会議実施年月日、作成年月日、番号、本件児童の氏名及び性別、本件児童に係る地域、欄外の記載並びに空白の行

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏名	職業等	備考
大林啓吾	慶應義塾大学法学部教授	部会長職務代理者
中岡靖	千葉県共同募金会監事	部会長
横田明美	千葉大学大学院社会科学研究院准教授	

(五十音順)